

第2回 「京都市路上喫煙等対策審議会」 議事次第

開催日	平成19年9月19日(金)
時間	午後2時から
会場	市民生活センター 研修室

1 開 会

2 議 題

- 路上喫煙等禁止区域の指定について

3 その他

4 閉 会

平成19年4月6日

京都市長 榊本 頼兼 様

京都商店連盟中京東支部

支部長 石野



「(仮称)京都市路上喫煙等の禁止に関する条例」骨子(案)についての提言

平素は、京都商店連盟中京東支部、市民の為に配慮を賜り誠に有難うございます。

私達、中京東支部は、「安心・安全のまちづくり、歩いて楽しいまちづくり、賑わいの中で商業の発展、」を基本構想とし、中京区の東部分(烏丸通以東)の14商店街(約1,200店舗)が諸問題に対し、常に意識共有を踏り協調と協力を基本理念として活動しています。

昨年度に京都市から発表の「歩いて楽しいまちなか戦略」推進の一環で、「社会実験トランジットモール構想」「都心部放置自転車対策アクションプラン」「新たな景観政策」について地元事業者、住民として「より良いまちづくり」に貢献できるよう京都市と密に連携し真剣に取り組んでおります。中京東支部においては、プロジェクトチームを設置して諸問題に対応できるべく体制で臨んでいます。

今回の条例内容は、私達が望んでいる「国際観光都市京都のまちづくり」を大きく前進させる心強いご発表と受けとめております。この条例が実情に即し、更により良いものとなる為にも、この「(仮称)京都市路上喫煙等の禁止に関する条例」条例骨子(案)の第4項「路上喫煙等禁止区域の指定及び同区域内での路上喫煙等の禁止」に表記されている地域を抱える当事者、私達京都商店連盟中京東支部としてのコメントを提出させていただきます。

1. 「(仮称)京都市路上喫煙等の禁止に関する条例」条例骨子(案)の第1項、第2項、第3項については概ね賛成です。
2. 条例骨子(案)の第4項「路上喫煙等禁止区域の指定及び同区域内での路上喫煙等の禁止」に付いて表記されております、河原町通り(御池～四条)や四条通り(四条大橋～烏丸通り)などの人通りの多い道路とありますが、中京東支部と致しましては是非とも、京都市発表の「歩いて楽しいまちなか戦略」が示される範囲まで拡大することを強く要望致します。
3. 条例骨子(案)の第5項「罰則」については、仕方なく違反者には過料を課す処分行為と理解しておりますが、国際観光都市京都として迎える立場の京都市は、入洛来街される観光客や市民に対し充分な衆知徹底を計った上での罰則と成ることを要望いたします。また、条例通過後の条例執行は確実に実行されることを願います。
4. 条例骨子(案)の第6項「審議会の設置」については、条例可決の為の審議会ではなく、地元関係者も参席して、禁止区域指定や罰則内容詳細等の諸問題対応に木目細かい配慮ある継続的な協議がなされる審議会であることを要望致します。

本条例の可決執行により、私達のまち「国際観光都市京都」が名実共に更に良くなることを願って、京都商店連盟中京東支部はパートナーシップの下、参加ご協力させて頂く所存です。

京都市長 枘本頼兼 様

平成19年8月28日

NPO法人京都禁煙推進研究会
理事長 田中善昭
(担当理事 栗岡成人)

本年6月1日から「京都市路上喫煙等の禁止等に関する条例」（以下京都市路上喫煙禁止条例と略）が施行され、京都市路上喫煙等対策審議会では、路上喫煙禁止区域の指定及び条例の施行に関する重要事項の審議等を行なっておられると伺っています。

私たちNPO法人京都禁煙推進研究会は、受動喫煙による健康被害の重大性に鑑み、京都市路上喫煙禁止条例をより実効性のあるものとするために下記のことを要望します。審議会でも是非ご検討下さい。

- 過料徴収区域を、通りに囲まれたエリアで区域指定してください。
- 多数の人が利用する京都駅周辺も過料徴収区域に指定してください。
- 路上喫煙禁止条例が施行されたことを広報・啓発するための具体的かつ有効な施策を実施してください。
- 条例第4条に明記されているように「路上喫煙禁止区域」内だけが、路上喫煙禁止ではないことを周知徹底してください。
- 灰皿など喫煙スペースを設置することは路上喫煙を容認することになりますので禁止して下さい。特にバス停の灰皿設置は当条例違反ですので、直ちに撤去を求めます。

審議会への諮問案では、河原町通（御池 - 四条）、四条通（四条大橋 - 烏丸）、三条通（三条大橋 - 寺町）、寺町通（御池 - 四条）、新京極通（三条 - 四条）を過料徴収区域とされていますが、指定された通以外ではタバコが吸えると誤解される恐れがあり、通に囲まれたエリアで過料徴収区域を指定しないと実効性が上がらないと考えられます。また、多数の人が利用し、観光都市京都の玄関である京都駅周辺を過料徴収区域に指定しないと、通行者、利用者の安全を守れないだけでなく、全国、全世界の人々が京都市の路上喫煙禁止に対する姿勢を疑うことになりかねません。

また路上喫煙禁止条例が施行されたことを一般の人々はまだまだ知りません。新聞、テレビなどのマスコミへ広報・啓発への協力を依頼すると共に、条例の内容を知らせるポスター、カード、ポケットティッシュ等を作成あるいは公募して市民、観光客、通勤、通学者に広く配布してはいかがでしょうか。

条例第4条には、「市民等は路上喫煙等をしないよう努めなければならない」と明記されています。「路上喫煙禁止区域」内だけが、路上喫煙禁止ではないということを、特に喫煙者に周知徹底し、喫煙者にルールとマナーを守るよう指導してください。

ほとんど全ての喫煙者は、灰皿のある場所は喫煙できるところと認識しています。灰皿など喫煙スペースを設置することは路上喫煙を容認することになりますので、灰皿等の設置は禁止して下さい。特にバス停では現に多くの方がタバコの煙の危険に曝されていますので、可及的速やかに灰皿を撤去してください。

【連絡先】 〒604-8336 京都市中京区三条大宮町243 田中医院内
NPO法人京都禁煙推進研究会事務局
TEL 075-822-3514（水・金曜日の午前10時～午後4時）

京都市長

梶本 頼兼 様

京都市路上喫煙禁止条例の重要施策について（ご要望）

平素は、当社の事業や活動に、格別のご理解、ご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

貴市が本年6月より施行されています「京都市路上喫煙等の禁止等に関する条例」に関しましては、現在、「京都市路上喫煙等対策審議会」におきまして、彦惣 弘会長をはじめとする委員の方々と、施策の重要事項について審議されているところです。

以下当社としての考え方を述べさせていただき、たばこを吸われる方にも配慮ある施策となりますよう要望いたします。

当社は、従来より、包括的な喫煙の禁止ではなく、公共場所での適切な分煙、喫煙マナーの向上等の喫煙をめぐる環境の改善により、たばこを吸われる方、吸われない方が協調して共存できる社会が実現されることが望ましいと考えており、今回貴市が制定されました条例に関しましても、その趣旨および目的を理解し、たばこを吸われる方と吸われない方が共存できる、実効性のあるバランスのとれた施策でありますことを望んでおります。

具体的には、路上喫煙禁止区域の指定に当たりましては、特に人の集散が多い場所に限定とすることが望ましいと考えます。その上で、吸われない方に迷惑のかからないよう周囲に配慮した形での喫煙場所を設け、たばこを吸われる方に対していっそうの配慮をお願いすることが、市民や通勤者はもちろんのこと、観光客等にとっても理解が得られ、実効性のあるバランスの取れた、京都ならではの「おもてなしの心に満ちた」社会ルールになると考えます。

なお、これまで当社では、路上を含む公共場所に於ける適切な分煙、喫煙マナー向上等に関する諸活動に自主的・主体的に数多く取り組んで参りました。

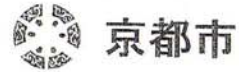
具体的には、適切な分煙と協調ある共存に向けて、全国の自治体と協働で喫煙場所の整備を行っており、歩きたばこやポイ捨ても減少するなどの効果検証データが多数存在することや、喫煙場所に掲出する看板で条例の内容周知が可能であることから、今後も増加する傾向にあります。実際に路上喫煙を規制する全国98自治体（8月末現在）の内、90自治体という多くの自治体では、たばこを吸われる方にも配慮した条例の内容となっております。

最後に、繰り返しになりますが、たばこを吸われる方と吸われない方が協調して共存できる、真に調和ある地域社会が実現できますよう、これまで当社が進めてまいりました、各地での取り組みに関するこれらの経験が、様々なかたちでお役に立てるものと信じており、実効性のあるバランスの取れた施策に積極的にご協力申し上げたいと考えております。

2007年9月14日

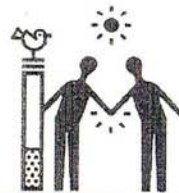
日本たばこ産業株式会社
京都支店長 小林 秀行

それぞれの思い



京都市

- ・路上喫煙による身体・財産への被害防止
- ・市民/通勤者/観光客への条例の周知啓発
※特に路上喫煙禁止区域での周知
- ・吸殻のポイ捨てや放置自転車を無くし、
美しいまちへ
- ・喫煙者にも配慮した措置(付帯決議)



- ・たばこを吸われる方、吸われない方双方の
理解が得られる喫煙場所の設置が、喫煙
マナーの向上に繋がると考えています

これまで、数多くの自治体や企業等との協働による喫煙
場所設置ノウハウならびに、喫煙規制条例の周知支援
を行っております

たばこを吸う人も、吸わない人も気持ち良く暮らせるまちづくり(共存)を具現化

- ・喫煙場所を設けて欲しい
- ・路上(歩行)喫煙は迷惑
- ・吸殻のポイ捨ては迷惑

- ・日増しに喫煙場所が限られ肩身が狭い

吸われる人

- ・喫煙場所を設けなくて欲しい(完全分煙)

吸われない人



JTがご提案する内容

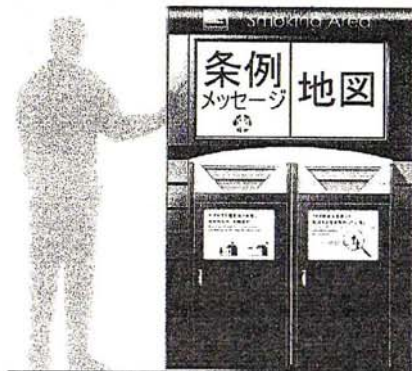
条例周知ならびに、その実効性を高めるためには、喫煙者の喫煙機会を捉えた周知が効果・効率的であると考えます

条例周知方法

どのように周知するのか？

- 条例周知が可能なメッセージボード付き京都市オリジナル灰皿を活用

※設置場所調整から設置に至る運用につきましては別途ご相談



効果・効率

どのような場所に設置するのか？

- 多くの観光客が集散する主要な駅や観光地
- 路上喫煙禁止区域の起点や人が集散する公園・広場および、放置自転車によって、美観が損なわれている場所

灰皿の設置場所は、吸われない方に迷惑ならないよう配慮
①分散設置ではなく、集中(適正)配置
②動線上をはずし、動線上から視認できる場所へ設置

相乗効果

灰皿を設置したことにより、路上(歩行)喫煙やポイ捨て等が減少し、まちの美化にも寄与できます
また、禁止区域においては、違反者へ喫煙場所を周知できることで、監視員の対応が軽減できます
そのためには、是非とも貴市からのお力添えを賜り、今後、進めて参りたいと考えております

平成 18 年 11 月

第 1 回京都市路上喫煙防止条例（仮称）検討委員会 摘録

- 1 開催日時 平成 18 年 10 月 31 日（火） 午後 3 時 45 分～午後 4 時 45 分
- 2 会場 キャンパスプラザ京都 2 階 第 1 会議室
- 3 議事等

- (1) 政令指定都市における路上喫煙防止条例の制定状況に関する意見交換
- (2) 路上喫煙防止条例に関する市民アンケート調査の実施（案）に関する意見交換

4 意見交換の内容

- (1) 政令指定都市における路上喫煙防止条例の制定状況に関する意見交換

○ 委員

- ・ 条例の目的に、まちの美化を入れない理由は。

● 事務局

- ・ まちの美化については、既に条例がある。

○ 委員

- ・ 禁止区域はどういう方法で明示していくのか。

● 事務局

- ・ 平成 19 年 5 月に条例を制定できれば、半年間は啓発期間として立て看板等を設置し、指導員を置き、路上喫煙をしないよう啓発を行っていく。
- ・ 禁止区域は、市民が特に多く通行する場所に限定すべきだろうと考えている。将来的には、観光客が多く訪れる場所も禁止区域に入れることになると思う。

○ 委員

- ・ 条例に違反した者に対するペナルティはあるか。

● 事務局

- ・ 他都市の例にならい、千円から 2 千円の過料を徴収することを考えている。

○ 委員

- ・ 火のついたたばこを手を持ったまま子供の近くを歩かれ、危険を感じたことが何度もあった。京都市の条例制定は遅すぎたぐらいで、ぜひ厳しく取り締まってほしい。

○ 委員

- ・ たばこを吸いながら自転車に乗っているのは指導すべきである。

- 委員
 - ・ 禁煙の建物が増えて、屋外でたばこを吸う人が増えているのではないか。
- 委員
 - ・ 灰皿のあるバス停があるが、付近の住民は嫌がっているのではないか。
- 委員
 - ・ 灰皿があると、喫煙者が集まってきてたばこを吸うので、禁止区域にするなら灰皿を設置しないよう徹底する必要がある。
- 委員
 - ・ 二条駅前の有料トイレのように、有料の喫煙場所を設置することはできないのか。

- 委員
 - ・ 条例は、啓発に重点を置くのか、罰則適用を中心に運用するのか。
- 事務局
 - ・ 啓発を中心に考えていくが、従わない人には罰則を適用せざるを得ない。

- 委員
 - ・ 条例を制定する必要性をはっきりさせておかないと、条例の運用段階になってから説得力がなくなると思う。
 - ・ 喫煙に関する問題を何でも条例で解決しようとするのは無理があるので、条例の実効性の問題を整理しておく必要がある。条例の目的や理念を明確にすることが、条例の実効性を確保する上で重要である。
 - ・ 他都市の実態をもう少し詳しく調査し、報告してほしい。

(2) 路上喫煙防止条例に関する市民アンケート調査の実施（案）に関する意見交換

- 委員
 - ・ 「現在、京都市も条例の制定に向けた準備を進めています。」は不要だと思う。
- 事務局
 - ・ アンケートのタイトルも、「路上喫煙に関する市民アンケート」に変更する。
- 委員
 - ・ 「喫煙の自由を規制し過ぎだ」という声が出るかもしれない。

第2回京都市路上喫煙防止条例（仮称）検討委員会 摘録

- 1 開催日時 平成19年1月26日（金） 午後2時～午後5時
- 2 会場 京都ロイヤルホテル&スパ 2階 祥雲の間
(中京区河原町通三条上ル)
- 3 議事等
 - (1) 路上喫煙に関する市民アンケート調査結果
 - (2) 他都市調査結果
 - (3) 関係団体からの意見聴取
 - ① 京都たばこ商業協同組合（3名）及び日本たばこ産業株式会社京都支店（2名）
 - ② 特定非営利活動法人京都禁煙推進研究会（3名）
 - (4) 条例骨子案に必要な事項に関する審議
 - ① 条例の目的, ② 規制の対象者, ③ 規制する行為, ④ 努力義務規定（路上の定義）,
 - ⑤ 喫煙禁止区域の指定, ⑥ 罰則の適用, ⑦ その他
- 4 審議内容
 - (1) 路上喫煙に関する市民アンケート調査結果
 - 委員
 - ・ このアンケートにおける「路上喫煙」の定義は。
 - 事務局
 - ・ このアンケート調査では、屋外の公共の場所での喫煙を「路上喫煙」とした。
 - ・ 屋外の公共の場所とは、道路、公園のほか、市有地・民有地を問わず、現実に一般に開放され、不特定多数の人が自由に出入りし利用できる屋外の場所のことであり、これらの場所のうち最も典型的な場所が道路であることから、「路上喫煙」という呼称を用いている。
 - 委員
 - ・ 観光都市・京都で、地域を限定して路上喫煙を禁止することは妥当ではなく、全域で禁止すべきである。
 - ・ 京都市内全域を禁止区域にする方が、日本全国、外国からの観光客には分かりやすい。
 - 委員
 - ・ 実質的な議論は、条例骨子案に必要な事項に関する審議に譲りたい。

○ 委員

- ・ どの年代からも回答があるので、市民の思いとして、条例を必要とされているのだろう。

○ 委員

- ・ 一般の喫煙者・非喫煙者の割合と、アンケート回答者の喫煙者・非喫煙者の割合の差は。

● 事務局

- ・ アンケート回答者の非喫煙率は、男性：69.9%、女性：87.9%である。
- ・ 平成11年の厚生労働省調査における成人の非喫煙率の全国平均は、男性：54.3%、女性：83.3%であり、非喫煙率が年々上昇傾向にあるため、極端な開きはないと言える。

(2) 他都市調査結果

○ 委員

- ・ 3都市（東京都千代田区、名古屋市、川崎市）とも、全域について路上喫煙をしない努力義務を課し、特定の重点区域を指定して、重点区域での喫煙行為に対して過料を科していると理解してよいか。

● 事務局

- ・ そのとおり。この3都市以外にも条例を制定している都市は多いが、大半の都市が同様の仕組みの条例であり、過料を科すのは重点区域に限られている。

○ 委員

- ・ 路上喫煙に関する国の取組みはないのか。

● 事務局

- ・ 路上喫煙に関する国の取組みはない。
- ・ 国の取組みとしては、屋内又はそれに準ずる施設について、健康増進法第25条により、施設管理者に対して受動喫煙対策の努力義務が課されているが、屋外の部分については法の規制等がないので、各自治体が条例による規制に取り組んでいるという状況である。

○ 委員

- ・ 違反者から即座に過料を徴収することによるトラブルはないのか。

● 事務局

- ・ 実際に過料を実際に徴収している千代田区と名古屋市から聞いたところ、トラブルはあるということだった。
- ・ 条例を知らない、喫煙禁止区域がわからない、という抗弁に対して、看板を設置するなど工夫をしている。
- ・ 過料は刑事処分ではなく行政処分なので、違反者の身体を拘束したりすること

ができないなど一定の限界があるが、両市ともトラブルが発生しても、毅然として厳正に対処しているとのことだった。

○ 委員

- ・ 今回調査した3都市の条例の目的を簡単に説明してほしい。

● 事務局

- ・ 千代田区及び名古屋市は、路上喫煙だけでなく、ポイ捨て、犬の糞害、落書き、立看板等を含めた市民モラル全般を規制する条例の中で、路上喫煙を規制している。
- ・ 川崎市は、市民生活の安心・安全という目的で、路上喫煙のみを規制する条例である。

(3) 関係団体からの意見聴取

① 京都たばこ商業協同組合（3名）及び日本たばこ産業株式会社京都支店（2名）

<京都たばこ商業協同組合>

- ・ たばこ税の増税の影響で売上げが減少しており、この条例により更に売上げが減少すると予想されるので、できれば条例の制定を猶予してほしい。
- ・ 報道では過料を徴収する方針とのことだが、過剰な取締りである。年間の過料徴収額が数百万円ぐらいで、指導員の雇用経費が数千万円かかるとすれば、市の財政からの持ち出しになる。指導員を新たに雇用するのではなく、京都市職員による輪番制や京都たばこ商業協同組合の組合員による当番制にすれば、過料の徴収も新たな雇用経費も必要ない。
- ・ 京都市は観光都市であり、他府県在住者、外国人に対する周知が難しい。
- ・ モラルに訴えて、愛煙家と嫌煙家が共存できる条例となるよう希望する。

<日本たばこ産業株式会社京都支店>

(別添1「JTの路上喫煙に関する考え方及び意見について」を参照)

- ・ たばこを吸わない方とたばこを吸う方が我慢を押し付け合う社会にならないよう願う。
- ・ 双方の気持ちや意見を尊重し、ルールやマナーといったソフト面と、屋外における喫煙場所の設置などのハード面を含めた、総合的な分煙環境の更なる改善に向けて、行政や施設管理者などとの連携の拡充を図っていきたい。
- ・ 具体的には、JTとしては、喫煙マナー向上キャンペーンを自ら行うほか、「京都市まちの美化推進事業団」などとの協働による清掃活動を展開している。
- ・ 路上喫煙を規制する条例を制定済みの自治体では、喫煙を制限する区域を設けていても、区域内に喫煙場所を設置することを認め、たばこを吸う方に配慮している内容のものが大半を占める。
- ・ 国際文化観光都市・京都市では、観光客を含む市外在住者全員に周知すること

は非常に困難であるため、過料徴収及び禁止区域の設定に当たり、慎重な検討を希望する。

<委員による質疑・意見交換等>

○ 委員

- ・ 喫煙場所をオープンスペースに設置しているが、直径1.4mを確保できるスペースでなければ喫煙場所を設置してはいけないという意見もある中で、受動喫煙対策についてどう考えているのか。
- ・ 喫煙場所を囲ってボックスにするようなことは検討していないのか。

● 団体

- ・ 1.4mというのは、おそらく日本禁煙学会が提唱するアメリカの科学者の論文からの引用だと思う。同論文には7m、4mという距離も示されている。7mという距離は、たばこの煙に含まれる発がん物質が到達する距離の推計値であるが、実際の屋外環境とは異なる条件下での推計であり、また、4m以内では急性の影響が起こりうる濃度だと論じているが、科学的な根拠が不十分であり、たばこの煙の健康に対する影響を具体的に裏付ける根拠は、論文では示されていないと考えている。
- ・ 屋外では、たばこの煙は風で急速に希釈され、場所によって、周囲の通行者の数は異なり、風向きや建物の配置によっても条件は変わる。
- ・ 屋外の喫煙場所は、たばこを吸わない方に迷惑がかからないように整備していくが、一律の制限距離の設定や囲いを設けることは考えていない。

● 団体

- ・ 歩きたばこは禁止すべきだが、路上で立ち止まって喫煙することまで制限するのはいかがなものか。周囲のたばこを吸わない方への配慮として、危険性がある場所では立ち止まっても当然に喫煙は慎むべきだが、迷惑にならないければ、灰皿の設置された喫煙場所で吸うなり、携帯灰皿を使って吸うことは問題ないとする。
- ・ 路上喫煙全般を規制する条例は、もともと東京都千代田区で始まったが、結果として条例は守られず、喫煙場所がどんどん整備されている。

○ 委員

- ・ 検討委員会では、歩行喫煙に限らず、立ち止まって喫煙する場合も含めて議論している。

○ 委員

- ・ 売上げの減少という話があったが、この種の条例の先行都市で売上げが大幅に下落したというような統計資料があるか。

● 団体

- ・ 名古屋市、千代田区の場合、昨年7月にたばこ税増税に伴う値上げがあり、売上げが落ちている。路上喫煙を排除する条例になれば、明らかに売上げは落ちる

● 団 体

- ・ たばこ以外に京都市民に迷惑を及ぼしているものは多く存在する。
- ・ たばこ小売店は零細だが、青少年の喫煙防止に貢献してきたと自負している。

○ 委 員

- ・ たばこの煙が有害であるということは認めるのか。

● 団 体

- ・ 有害物質が微量に含まれていることは事実だと思うが、排気ガスなどにも含まれており、生死に関わるような量ではない。ホームページ等で掲出されているこの種の数量は、実測値かどうか分からない。

② 特定非営利活動法人京都禁煙推進研究会（3名）

<特定非営利活動法人京都禁煙推進研究会>

（別添2「第2回京都市路上喫煙防止条例（仮称）検討委員会 意見陳述」を参照）

- ・ 路上喫煙の問題をマナーの啓発で解決しようという動きもあるが、マナーでは解決しないのが現実である。
- ・ 3年前に施行された健康増進法は、罰則がないにもかかわらず公共の場所の分煙化の促進に非常に役立った。まず、路上喫煙対策に有効なのは、まず条例でルールを作ることである。
- ・ たばこには有害物質が含まれている。
- ・ たばこの煙には主流煙と副流煙があり、副流煙の方が有害物質は多く含まれている。
- ・ 屋外であってもたばこの煙が健康被害を及ぼす危険性は十分にあり、屋外の一瞬の受動喫煙でも、重大な病気を惹き起こす恐れがある。
- ・ 公共の場の禁煙は世界的な流れであり、海外の有名観光地も全面禁煙の傾向にある。

<委員による質疑・意見交換等>

○ 委 員

- ・ ルール化が必要ということだが、一般的に自由主義社会ではマナーに任せるべきで、ルールによる規制までしなくてもよいのではないかという意見も当然に出てくる。マナーの向上ではもう無理だと考えるのは、どういう点か。

● 団 体

- ・ マナー向上のキャンペーンは、JTが10年来行ってきたが、その結果が、公共の場所でも喫煙する人がいる状況であり、マナー向上の問題として取り組んでも改善の見込みがない。
駐車違反の問題でも、警察などがマナーの向上をずっと啓発してきたが、最終的

には罰則を強化してやっと成果が出た。

- ・ 自由主義社会なので、たばこを吸う権利がある、という意見があるが、たばこを吸いたくない人が吸わされない権利を守る方が大事である。
- ・ 条例が制定されることで、子ども達にたばこの害を訴える教育的な効果もある。

(4) 条例骨子案に必要な事項に関する審議

① 条例の目的

○ 委員

- ・ 条例の目的を「市民の安心・安全の確保」に限定するのか、市のたばこ対策行動指針にあるような健康の保持といった概念も含めるのか、ということが大きな課題だと考えていたが、先ほどの両団体の意見に共通する項目として、健康という概念が出てきた。

罰則規定まで盛り込む条例にするならば、「きちんと危なくない方法で吸っている」という抗弁に対する説得力がないので、条例の目的の部分で、健康について言及せざるを得ないと感じている。

○ 委員

- ・ 安心・安全の確保というとき、まず身体の安心・安全といえば健康だろう。京都市は既にたばこ対策行動指針があるが、これはあくまでも行政目的の指針であり、市民向けにルール化する条例なら、明確に健康という概念も入れるべきではないか。

● 事務局

- ・ たばこ対策行動指針について説明しておきたい。

京都市たばこ対策行動指針は、ルールではなく、行動指針として、家庭、地域、事業者が取り組みを進めていく目標を定めたものである。基本的な考え方としては、喫煙はがんの危険因子になると言われており、その他生活習慣病等々の健康被害があるので、たばこによる健康被害をなくすため、たばこに関して3つの目標分野を設けている。

1点目はたばこをやめたい方のための禁煙支援。2点目が防煙で、子供がたばこを吸わないようにする環境づくり。3点目が分煙で、受動喫煙の防止である。

- ・ 指針の主たる対象は施設内であり、路上喫煙については、「路上でたばこを吸わないようにしましょう」という行動目標は掲げているが、そこを禁煙にすることまでは定めていない。

○ 委員

- ・ 条例の目的に健康を入れても、重複にはならないだろう。指針が主に屋内、条例が屋外とともに努力目標としておき、屋外の一部だけが罰則規定が設けられる領域になる。しかし、そのキーワードから健康を抜くことはできないのではないか。
- ・ アンケート結果を見ても、不快な思いをした理由は健康への影響である。けがもあるが、非常に多いという数値ではないので、最も幅広い根拠付けはやはり健康

だと思ふ。

- ・ 健康の要素を加味した上で、ポイ捨てなど他の条例、たばこ対策行動指針と重複しないように整合性を持たせることはできそうなので、もう一度事務局のほうで考えてもらいたい。

② 規制の対象者

○ 委員

- ・ 規制の対象者は全部ということになるだろう。観光客も当然含まれる。

③ 規制する行為

○ 委員

- ・ やはり、たばこを持っているだけではなく、火がついていないと規制できないだろう。

○ 委員

- ・ 自転車や自動車に乗ったままたばこを吸っているのをどうするか。特に自動車は、駐停車しているときに窓を開けて吸っているのをよく見かける。

● 事務局

- ・ 走行中の車両等からたばこを投げ捨てる行為は道路交通法第76条で禁止されている。
- ・ 停車中の車内からたばこを捨てることについては個別のケースごとの判断になる。火が付いているたばこを捨てて、人に危害を加える可能性がある場合は該当する可能性もあると聞いている。
- ・ 自転車については、道路交通法の禁止規定はないと聞いている。

○ 委員

- ・ 状態については検討事項ということで、事務局の方でまとめてもらう。

④ 努力義務規定（路上の定義）、 ⑤ 喫煙禁止区域の指定

○ 委員

- ・ 全域に努力義務を掛けておき、一部を禁止区域にするという方法をとる都市が多いようだが、そんなややこしいことは観光客には分からないだろう。分かりやすく、全域を禁止区域にすればいいのではないか。
- ・ どこが禁止区域か立看板を設置するとしても、厳しい規制を行っている京都市としては、あまり多く設置できないだろう。

○ 委員

- ・ どんな指定方法にしる、京都市民にも観光客にも、周知・啓発を行っていく必要はある。

- ・ 市内全域を禁止区域とし、過料を科すことにしてしまうと、指導・取締りを行う指導員の人数が膨大になってしまう。少なくとも、禁止区域はある程度絞り込む必要がある。
- 委員
 - ・ 市民の協力者を指導員にすれば人数を確保できるのではないか。
- 委員
 - ・ 要するに、条例の実効性をどう担保するかという問題である。罰則を定めるだけでも一定の効果があると言われるが、「違反しても何も罰則は適用されなかった」ということが広まると、条例の効果がなくなる。
 - ・ 市民の協力者が取締りを行うのは限度がある。公権力の行使なので、一定の権限を付与された有資格者しかできず、禁止区域の実効性は、指導員の人数による制約を受けざるを得ない。
- 委員
 - ・ 駐車違反の取締りのように民間事業者へ委託すればよいのではないか。
- 事務局
 - ・ 改正道路交通法の施行に伴う駐車違反取締の一部民間委託化によって、違法駐車が大幅に減少しているのは確かである。民間委託の取締員の人数は、京都市内で54人と聞いているが、それだけの人数がいても市内の中心部しかカバーできない。
- 委員
 - ・ 他都市で、限定的に禁止区域を指定していたが、問題があり全市に拡大しようという議論をしているところはないか。
- 事務局
 - ・ 他都市ではそういう議論はない。努力義務だけの都市もある。千代田区も現在は56%の地域が禁止区域になっているが、当初はもっと小さい区域であったのを順次拡大してきた。
- 委員
 - ・ 他都市では、特定の区域を指定する場合、通行者が多いか少ないかが基準になっている。
- 委員
 - ・ 全域を禁止区域にするか、特定の区域に限定するか、2つの考え方があるということで、本日は決を採らず、各委員にもよく考えていただいたうえで、もう一度検討したい。

⑥ 罰則の適用

- 委員
 - ・ 徴収できる範囲を3万円以下と規定していても、実際の徴収額は千円か2千円だろう。どの都市でもそうなっている。

○ 委 員

- ・ 違反行為を見つけたら即座に徴収するのか，指導しても従わなければ徴収という形をとるのか。指導して従わなければというのは，およそ罰則の実効性はなく，実質的に徴収しないという方針だ。ただ，即座に徴収する場合でも指導はする，という考え方になるか。

⑦ その他

○ 委 員

- ・ ④，⑤，⑥，⑦については，本日は十分議論する時間がなかった。各委員には持ち帰って考えておいていただきたい。

第3回京都市路上喫煙防止条例（仮称）検討委員会 摘録

- 1 開催日時 平成19年2月26日（月） 午前10時～午前11時40分
- 2 会場 京都ロイヤルホテル&スパ 2階 麗峰の間
- 3 議事等 条例骨子案に必要な事項に関する審議（継続）

4 審議内容

(1) 「条例の目的」

○ 委員

- ・ 本委員会として、条例の目的に、単に歩行者の身体及び財産の安全の確保だけでなく、健康被害の防止という観点も入れることとする。

（異議なし）

(2) 「努力義務規定（路上の定義）」、「喫煙禁止区域の指定」

○ 委員

- ・ 市内全域を路上喫煙禁止区域にするのか、罰則を適用する禁止区域を一部の指定する地域に限定して、その他の市内全域は努力義務にするのか。

○ 委員

- ・ 市内全域を路上喫煙禁止区域にすると混乱をきたすのではないか。

○ 委員

- ・ 前回からの議論をまとめると、今回の条例では、当面、全市を努力義務にしており、特定の場所は罰則を伴う禁止区域に指定するという形としたい。

(3) 「罰則の適用」

○ 委員

- ・ 過料処分を即時に適用することでよいと思う。
- ・ 注意を促すためなので、過料の金額はできるだけ少ない方がよい。

○ 委員

- ・ 罰則を適用するということは、かなり入念に啓発活動を行う必要がある。
- ・ 過料の額は、通常持ち合わせている金額ということで、千円程度が妥当である。

○ 委員

- ・ 違反者が「条例を知らなかった」と言い、たばこを消しても過料を徴収するのか。

○ 委員

- ・ 過料を科すことを原則にしていれば、指導することは可能である。しかし、逆に指導を前提にしていれば、「指導がなかった」と抗弁され、実質的に過料を徴収

することはできない可能性が大きい。

● 事務局

- ・ 事務局としては、過料を即時に適用することを考えている。
- ・ 条例制定後、半年程度の期間をかけて、十分に条例を周知する。禁止区域では、路面上の標示や立看板によって区域を明示していきたい。

(4) 「その他」

○ 委員

- ・ 罰則を伴う禁止区域内に喫煙場所や灰皿があると、たばこを吸う人が戸惑うと思われるので、既設のものも撤去してもらいたい。努力義務の地域については、喫煙に対する考え方がいろいろある中で、一律に撤去するというのは難しいので、できるだけ設置しない、ということによいのではないかと。
- ・ 市バス停留所にある灰皿についてはどうするのか。

● 事務局

- ・ 禁止区域内の市バス停留所の灰皿は、全面撤去しなければ矛盾する。
- ・ 努力義務の地域の市バス停留所の灰皿も、できるだけ撤去していく方向で考えているが、停留所設置時の地元との経過もあり、すぐには難しい場合があると思う。

○ 委員

- ・ 条例のPRについては、どのように考えているのか。

● 事務局

- ・ 市民しんぶんなど多様な媒体を通じてしっかりPRしたい。また、禁止区域の地元関係者の方々には、説明に行く必要があると考えている。

○ 委員

- ・ 委員会の意見として、PRについては特に工夫をお願いしたい。

5 条例骨子案の詳細について

日程が非常に詰まっているため、条例骨子案の詳細については、委員長と事務局に一任することを決定。

委員の意見を反映させながら骨子案を作成し、パブリックコメントを行うこととする。

平成19年4月

第4回京都市路上喫煙防止条例（仮称）検討委員会 摘録

1 日 時 平成19年4月12日（木） 午前9時30分～午前11時

2 会 場 キャンパスプラザ京都 2階 第1会議室

3 議事等

- (1) 市民意見募集の結果について
- (2) 条例骨子案に関する検討事項について
- (3) その他

4 審議内容

(1) 市民意見募集の結果について

ア 意見募集の概要 (特に意見なし。原案のとおりとする。)

イ 主な意見の内容

① 条例の目的 (特に意見なし。原案のとおりとする。)

② 路上喫煙等の定義 (特に意見なし。原案のとおりとする。)

③ 努力義務

○ 委員

- ・ 他都市では事業者の責務を定めているが、すっきりしていてよい。

④ 路上喫煙等禁止区域の指定及び同区域内での路上喫煙等の禁止

((2)ーイで審議)

⑤ 罰則

○ 委員

- ・ 他都市の罰則の適用状況はどうなっているか。

● 事務局

- ・ 条例に罰則規定があるのは、17政令指定都市のうち、9市である。

違反者から即座に過料を徴収しているのは札幌市、名古屋市、広島市の3市である。

さいたま市、千葉市、川崎市、静岡市の4市は、罰則規定を施行済みであるが、指導しても従わない場合に限り過料を徴収するという運用のため、過料徴収の実績はない。

福岡市は罰則規定はあるが、過料の徴収額を定めておらず、徴収も実施していない。

大阪市は3月に条例が成立したばかりで、今後の運用は議論されているところである。

- 委員
 - ・ 段階的に金額を上げるようなことも考えてはどうか。
- 委員
 - ・ 本当に守ってもらえるものにしなければ、文言だけの条例になり、実効性が失われる。持ち合わせがあるような金額として、1,000円や2,000円という金額にならざるを得ない。

⑥ 審議会の設置 (特に意見なし。原案のとおりとする。)

⑦ その他 (特に意見なし。原案のとおりとする。)

(2) 条例骨子案に関する検討事項について

ア 路上喫煙等禁止区域内での喫煙所の設置について

- 委員
 - ・ これまでの議論で、禁止区域内に喫煙所を設置する必要はないことを再確認しておく。

イ 路上喫煙等禁止区域に指定する場所について

- 委員
 - ・ 道路だけを指定する方が、啓発・指導も徹底しやすいだろう。
- 委員
 - ・ 本委員会としては、特に歩行者が多い道路の区間を市長が指定することとする。

(3) その他 (特に意見なし)

第 1 回京都市路上喫煙等対策審議会 摘録

- 1 開催日時 平成 19 年 8 月 10 日（金） 午前 10 時 30 分～午後 0 時 10 分
- 2 会 場 ぱるるプラザ京都 5 階会議室 B
- 3 議 事 等
 - (1) 会長・副会長の選出
 - ・ 互選により彦惣委員を会長，藤岡委員を副会長に選出
 - (2) 条例制定までの経過説明
 - (3) 諮問
 - (4) 意見交換（主な意見は下記のとおり）

記

○ 委 員

- ・ 禁止区域は，線で指定するのではなく，面での指定が望ましい。
- ・ 鴨川，四条通，烏丸通，御池通で囲まれる面の指定が好ましいが，事務局案に加え，蛸薬師通，裏寺町通，錦小路，木屋町通も禁止区域に指定すれば，面的な指定に近くなる。
- ・ 鴨川以東の四条通も禁止区域に指定してもらえないか。

● 事務局

- ・ 検討委員会でも面での指定をしてはどうかという意見はあったが，最終的に歩行者の交通量が多いところに限定してはどうか，という意見になった。
- ・ 現在，交通量調査を実施しているところであり，次回の審議会で資料としてお示ししたい。

○ 委 員

- ・ 喫煙マナーをもっと啓発してはどうか。
- ・ J T の CM のような喫煙所は，市内ではほとんど見かけない。

● 事務局

- ・ 他都市では喫煙場所を設けている例もあり，そうした事例も参考にしながら検討して参りたい。

○ 委 員

- ・ 京都駅周辺も禁止区域の候補にあがるのではないか。

● 事務局

- ・ 現在，御指摘のあった京都駅周辺も含め，通行量の多い箇所の調査を実施しており，次回の審議会で資料としてお示ししたい。

○ 委 員

- ・ 禁止区域は，線ではなく，面での指定の方が望ましい。

- 事務局
 - ・ 現在、通行量調査を実施しており、他の委員の御意見と合わせて、次回の審議会で資料としてお示ししたい。
- 委員
 - ・ 夜間の時間帯でも指導・過料の徴収を実施するつもりなのか。
- 事務局
 - ・ 他都市の状況を見ても、指導員が夜間の時間帯も指導を行うことは非常に困難といわざるを得ない。
 - ・ 平成17年度の本市の政策課題研究「都心部の歩いて楽しいまち推進のために」の調査結果によると、平日は、午後の遅い時刻から夕刻の通行量が多く、休日はもう少し早い時間帯がピークで、平日よりも通行量が多くなっている。
- 委員
 - ・ 禁止区域を面で指定する方が、違反者に逃げられることが少なく、結果的にトラブルが少なくなると思う。
- 事務局
 - ・ 指導員の安全も考慮しつつ、逃げ得は許さないという姿勢で臨みたい。
- 委員
 - ・ 禁止区域が線か面かの議論をする前に、たばこの煙による被害について科学的根拠を固める必要があるのではないか。
- 事務局
 - ・ 検討委員会では、NPOの方から副流煙の影響について説明を受けたが、科学的な根拠が完全に立証されていないため、健康への影響という表現になった。
- 委員
 - ・ 検討委員会の議論でも、最初はマナー向上を条例の目的にする方向だったが、マナー向上の効果があまり期待できない状況の中で、健康への影響の防止も入れることになった。
- 委員
 - ・ 科学的には喫煙は有害とされている中で、一定の通行量のある公共の場所では喫煙を我慢してもらおう、というのが本条例の基本的なコンセプトであり、そこに異論がある方はいないという印象である。
 - ・ 過去の検討委員会の議事録をもらえると、効率的に審議ができる。
- 事務局
 - ・ 次回の審議会に、検討委員会の摘録を資料として提出する。

定点調査結果一覧表(1時間当たりの歩行者通行量及び喫煙者数)

「平均歩行者数」及び「平均喫煙者数」は、定点調査を実施した時間帯(①13:30~14:30、②15:30~16:30、③17:30~18:30)の平均者数です。

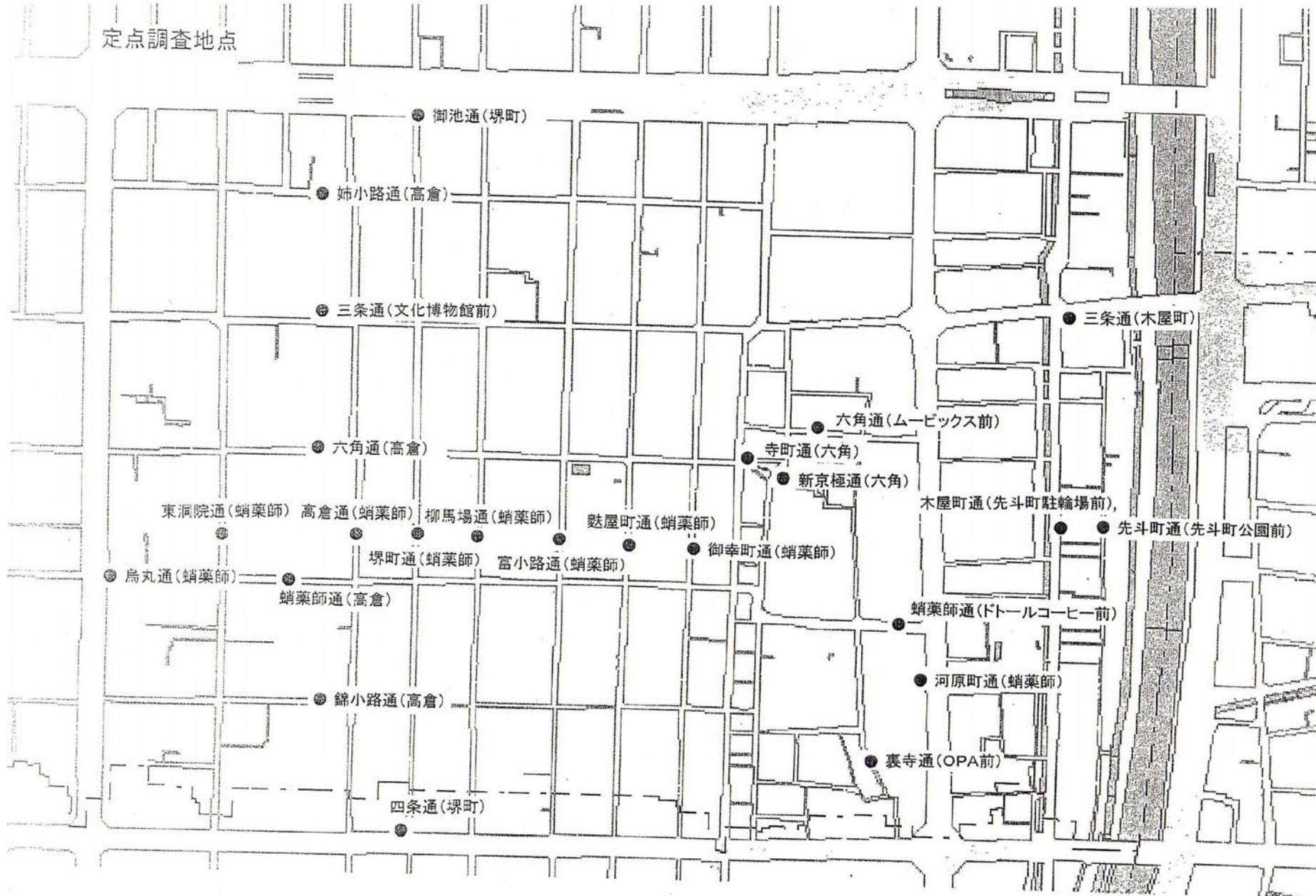
<平日>

順位	平均歩行者数	平均喫煙者数	定点調査地点
1	2,763	12	寺町通(六角)
2	2,540	22	河原町通(蛸薬師)
3	2,216	14	四条通(堺町)
4	1,818	26	新京極通(六角)
5	1,591	21	三条通(木屋町)
6	1,576	11	錦小路通(高倉)
7	1,571	14	蛸薬師通(トールコーヒー前)
8	1,488	9	烏丸通(蛸薬師)
9	1,421	22	塩小路通(烏丸)
10	1,214	21	裏寺通(OPA前)
11	1,121	4	東洞院通(蛸薬師)
12	1,050	7	六角通(ムービックス前)
13	1,045	8	四条通(花見小路)
14	1,037	4	三条通(文化博物館前)
15	701	16	御池通(堺町)
16	696	6	京都駅八条口(アバンティ前)
17	655	12	木屋町通(先斗町駐輪場前)
18	629	4	先斗町通(先斗町公園前)
19	466	6	高倉通(蛸薬師)
20	455	3	蛸薬師通(高倉)
21	420	3	六角通(高倉)
22	305	7	河原町通(仏光寺)
23	257	4	麩屋町通(蛸薬師)
24	238	2	御幸町通(蛸薬師)
25	228	6	姉小路通(高倉)
26	222	5	柳馬場通(蛸薬師)
27	150	2	堺町通(蛸薬師)
28	122	6	富小路通(蛸薬師)

<休日>

順位	平均歩行者数	平均喫煙者数	定点調査地点
1	5,064	3	新京極通(六角)
2	3,740	17	蛸薬師通(トールコーヒー前)
3	3,221	23	河原町通(蛸薬師)
4	3,048	22	四条通(堺町)
5	2,636	21	四条通(花見小路)
6	2,565	16	寺町通(六角)
7	2,153	16	三条通(木屋町)
8	2,097	10	錦小路通(高倉)
9	2,066	19	塩小路通(烏丸)
10	1,568	5	六角通(ムービックス前)
11	1,450	19	裏寺通(OPA前)
12	1,159	14	三条通(文化博物館前)
13	1,114	2	先斗町通(先斗町公園前)
14	1,023	3	烏丸通(蛸薬師)
15	899	8	京都駅八条口(アバンティ前)
16	751	16	木屋町通(先斗町駐輪場前)
17	684	9	御池通(堺町)
18	673	5	東洞院通(蛸薬師)
19	606	10	御幸町通(蛸薬師)
20	514	12	蛸薬師通(高倉)
21	396	5	六角通(高倉)
22	382	4	高倉通(蛸薬師)
23	345	5	姉小路通(高倉)
24	302	7	柳馬場通(蛸薬師)
25	261	1	河原町通(仏光寺)
26	259	4	麩屋町通(蛸薬師)
27	218	2	堺町通(蛸薬師)
28	187	3	富小路通(蛸薬師)

定点調査地点



● 御池通(堺町)

● 姉小路通(高倉)

● 三条通(文化博物館前)

● 六角通(高倉)

● 六角通(ムービックス前)

● 寺町通(六角)

● 新京極通(六角)

● 東洞院通(蛸薬師)

● 高倉通(蛸薬師)

● 柳馬場通(蛸薬師)

● 麩屋町通(蛸薬師)

● 御幸町通(蛸薬師)

● 木屋町通(先斗町駐輪場前)

● 先斗町通(先斗町公園前)

● 烏丸通(蛸薬師)

● 堺町通(蛸薬師)

● 富小路通(蛸薬師)

● 蛸薬師通(高倉)

● 錦小路通(高倉)

● 蛸薬師通(ドールコーヒー前)

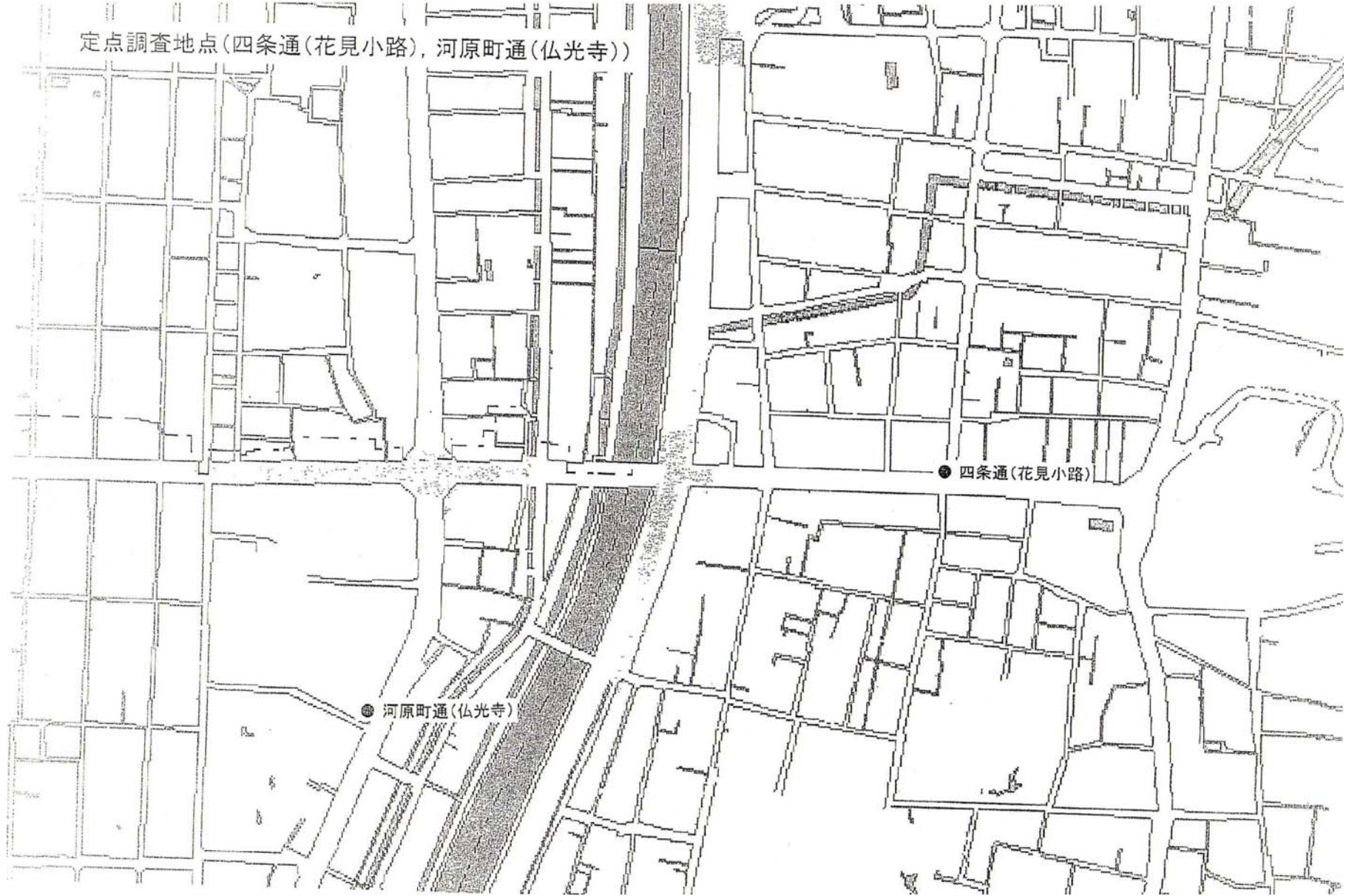
● 河原町通(蛸薬師)

● 裏寺通(OPA前)

● 四条通(堺町)

● 三条通(木屋町)

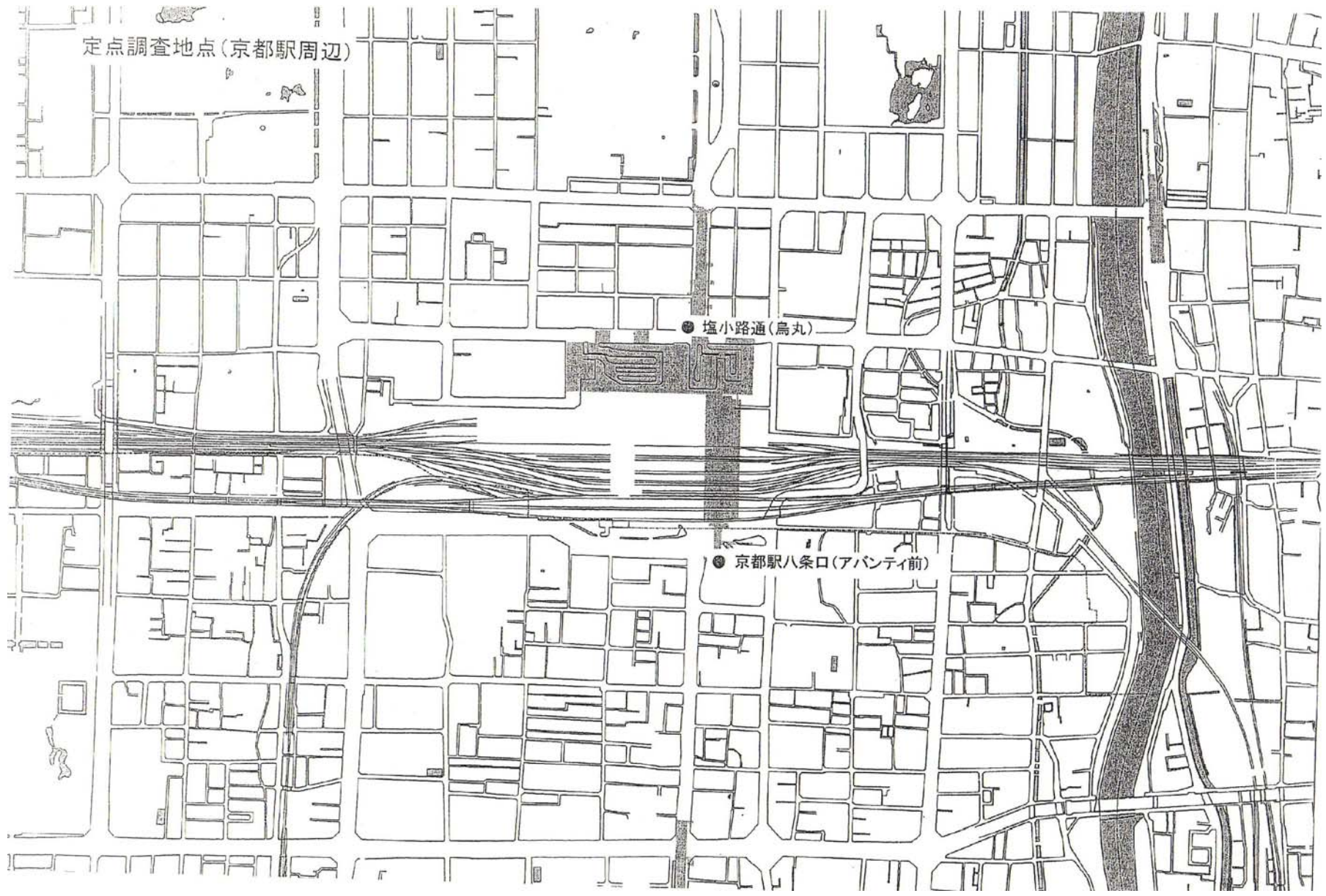
定点調査地点(四条通(花見小路), 河原町通(仏光寺))



定点調査地点(京都駅周辺)

● 塩小路通(烏丸)

● 京都駅八条口(アバンティ前)



路上喫煙等禁止区域図（1時間当たり歩行者数が1千人以上の路線とした場合）

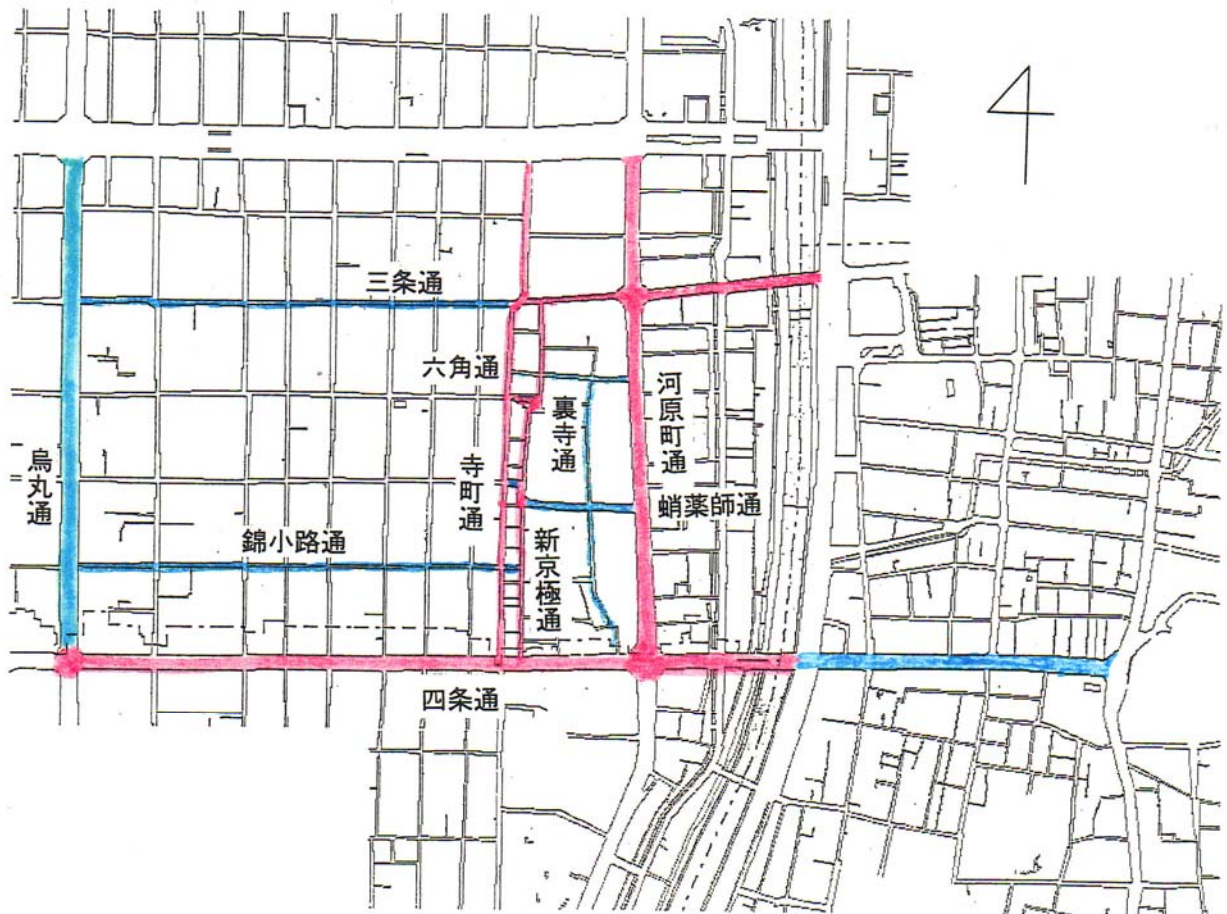
本市の当初想定区域に加えて、次の5路線を追加し、2路線を延長

<追加>

- ・ 烏丸通（御池通～四条通）
- ・ 裏寺通（六角通～四条通）
- ・ 六角通（河原町通～寺町通）
- ・ 蛸薬師通（河原町通～寺町通）
- ・ 錦小路通（新京極通～烏丸通）

<延長>

- ・ 三条通（寺町通～烏丸通）
- ・ 四条通（東大路～四条大橋）



<参考資料> 過料の徴収を実施している他都市の条例・規則等

1 札幌市

- 札幌市たばこの吸い殻及び空き缶等の散乱の防止等に関する条例（平成16年12月14日条例第44号）

（目的）

第1条 この条例は、たばこの吸い殻、空き缶等及び飼い犬のふんの散乱の防止並びに喫煙の制限に関し、必要な事項を定めることにより、市、事業者及び市民等が協働して美しいまちづくりを推進し、もって市民の安全で快適な生活環境、さらには観光都市さっぽろにふさわしい環境を確保することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き缶等 空き缶、空き瓶、ペットボトルその他の容器（中身の入ったもの並びに栓及びふたを含む。）、包装袋、チューインガムのかみかす及び紙くずをいう。
- (2) 事業者 本市の区域内で事業活動を行うすべての者をいう。
- (3) 市民等 本市の区域内に居住し、若しくは滞在し、又は本市の区域内を通過する者をいう。
- (4) 土地所有者等 本市の区域内において、土地を所有し、占有し、又は管理する者をいう。
- (5) 公共の場所 道路、公園、広場、河川その他屋外の公共の用に供する場所をいう。
- (6) 喫煙 たばこを吸うこと及び火の付いたたばこを持つことをいう。
- (7) 印刷物等 ビラ、ちらし、パンフレットその他これらに類するものをいう。

（中略）

（公共の場所における喫煙の制限）

第8条 市民等は、公共の場所において、歩行中(自転車乗車中を含む。以下同じ。)であるとき、又は吸い殻入れがそばに設置されていないときは、喫煙をしないよう努めなければならない。

（中略）

（美化推進重点区域の指定）

第11条 市長は、たばこの吸い殻、空き缶等及び飼い犬のふんの散乱を防止し、美しいまちづくりを推進することが特に必要と認められる区域を、美化推進重点区域(以下「重点区域」という。)に指定することができる。

- 2 市長は、前項の規定により重点区域を指定しようとするときは、あらかじめ、当該重点区域の関係地域住民、関係団体等の意見を聴かななければならない。
- 3 市長は、重点区域を指定したときは、その旨を告示するものとする。
- 4 市長は、必要があると認めるときは、重点区域を変更し、又はその指定を解除することができる。この場合においては、前2項の規定を準用する。

(喫煙制限区域の指定)

第12条 市長は、重点区域において、たばこの吸い殻の投げ捨てにつながるだけでなく、他人の身体を害するおそれのある喫煙を制限する必要があると認められる区域を喫煙制限区域として指定することができる。

2 前条第2項から第4項までの規定は、喫煙制限区域について準用する。この場合において、同条第2項中「前項」とあるのは、「次条第1項」と読み替えるものとする。

(喫煙制限区域内における喫煙の制限)

第13条 何人も、喫煙制限区域内の公共の場所において、歩行中であるとき、又は吸い殻入れがそばに設置されていないときは、喫煙をしてはならない。

(中略)

(罰則)

第18条 次の各号のいずれかに該当する者は、3万円以下の過料に処する。

- (1) 重点区域内において、第7条又は第10条の規定に違反した者
- (2) 第13条の規定に違反した者

○ 札幌市たばこの吸い殻及び空き缶等の散乱の防止等に関する条例施行規則（平成17年7月21日規則第44号）

(中略)

(喫煙制限区域標識等の設置)

第4条 市長は、条例第12条第1項の規定により喫煙制限区域を指定したときは、当該区域内に喫煙制限区域標識及び喫煙制限区域図を設置するものとする。

(喫煙制限区域の指定等の告示)

第5条 条例第12条第2項において準用する条例第11条第3項の規定による告示は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 喫煙制限区域の名称
- (2) 喫煙制限区域を指定し、若しくは変更し、又はその指定を解除する区域の範囲
- (3) 喫煙制限区域を指定し、若しくは変更し、又はその指定を解除する年月日

○ 札幌市たばこの吸い殻及び空き缶等の散乱の防止等に関する条例の美化推進重点区域，喫煙制限区域の告示札幌市告示（第1064号）

札幌市たばこの吸い殻及び空き缶等の散乱の防止等に関する条例（平成16年札幌市条例第44号）第11条第1項に基づき美化推進重点区域を，また同条例第12条第1項の規定に基づき喫煙制限区域をそれぞれ次のとおり指定するので，これを告示する。

なお，関係図面は，平成17年8月1日から1月間，本市環境局環境事業部ごみ減量推進課において縦覧に供する。

平成17年8月1日
札幌市長 上田 文雄

- 1 美化推進重点区域及び喫煙制限区域の名称
都心部美化推進重点区域
都心部喫煙制限区域
- 2 美化推進重点区域及び喫煙制限区域の範囲（別図表示の区域）
主要市道真駒内篠路線（西側歩道），一般国道5号（西側歩道），市道西5丁目線（東側歩道），一般国道36号（北側歩道），市道南4条線（北側歩道），市道北8条線（南側歩道）に囲まれた区域
- 3 美化推進重点区域及び喫煙制限区域を指定する年月日
平成17年8月1日

別図 都心部美化推進重点区域及び都心部喫煙制限区域

2 名古屋市

○ 安心・安全で快適なまちづくりなごや条例（平成16年10月13日条例第49号）

（目的）

第1条 この条例は、安心、安全で快適な環境に関する地域の身近な課題について、市民、事業者及び市がそれぞれの役割のもと、協働して取組みを進めることによって、安心、安全で快適なまちの実現をめざすことを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に居住し、又は滞在する者をいい、市内を通過する者を含む。
- (2) 公共的団体 学区連絡協議会、商店街振興組合、商工会、防犯協会、交通安全協会その他の団体をいう。
- (3) 学校等 学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（大学を除く。）、同法第82条の2に規定する専修学校の高等課程及び同法第83条第1項に規定する各種学校で主として外国人の児童、生徒、幼児等に対して学校教育に類する教育を行うものをいう。）及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する児童福祉施設をいう。

（中略）

（快適なまちづくり）

第7条 快適なまちづくりを推進するため、次に掲げる取組みを行うものとする。

（中略）

(3) 喫煙者の責務

ア 何人も、公共の場所において、歩行中又は自転車に乗車中に喫煙しないよう努めなければならない。

イ 喫煙をしようとする者は、公共の場所にたばこの吸い殻をみだりに捨てないよう、吸い殻入れの携帯に努めなければならない。

（中略）

（路上禁煙地区）

第8条 市長は、特に必要があると認める地区を、路上禁煙地区として指定することができる。

2 前項の路上禁煙地区の指定は、終日又は時間帯を限って行うことができる

3 何人も、路上禁煙地区においては、道路上で喫煙してはならない。

- 4 市長は、路上禁煙地区を指定し、変更し、又は解除しようとするときは、当該地区の市民、事業者及び公共的団体の意見を聴くとともに、関係機関と協議するものとする。
- 5 市長は、路上禁煙地区を指定し、変更し、又は解除したときは、規則で定めるところにより、その旨を告示するとともに、標識を設置する等その周知に努めるものとする。

(中略)

(過料)

第12条 第8条第3項の規定に違反して路上禁煙地区内の道路上で喫煙した者は、2万円以下の過料に処する。

○ 安心・安全で快適なまちづくりなごや条例施行細則（平成17年2月23日規則10号）

(中略)

(路上禁煙地区の指定等の告示)

第2条 条例第8条第5項の規定による指定の告示は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 路上禁煙地区の名称
- (2) 路上禁煙地区の区域
- (3) 路上禁煙地区の指定の時間帯(終日の場合はその旨)
- (4) 路上禁煙地区を指定する日

2 条例第8条第5項の規定による変更の告示は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 路上禁煙地区の名称
- (2) 変更の内容
- (3) 路上禁煙地区を変更する日

3 条例第8条第5項の規定による解除の告示は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 路上禁煙地区の名称
- (2) 路上禁煙地区を解除する日

(中略)

(過料)

第8条 条例第12条の規定により科すべき過料の額は、2,000円とする。

2 条例第12条の規定により過料を科する場合には、過料の処分を受ける者に対し、過料処分決定通知書(第4号様式)を交付するものとする。

3 前項の処分をしようとする場合には、過料の処分を受ける者に対し、

あらかじめ口頭又は告知・弁明書(第5号様式)の交付により、その旨を告知するとともに、弁明の機会を与えるものとする。

- 4 前2項の規定による業務に従事する職員は、その身分を示す証明書(第6号様式)を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 広島市

○ 広島市ばい捨て等の防止に関する条例(平成15年7月10日条例第47号)

(目的)

第1条 この条例は、吸い殻、空き缶等のばい捨て等美観を害する行為及び喫煙により他人の身体を害する行為を本市、市民等及び事業者の協働により防止することについて必要な事項を定めることにより、快適な生活環境の確保に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 吸い殻、空き缶等 吸い殻、空き缶、空き瓶、チューインガムのかす、紙くず、プラスチックくず、飼い犬のふんその他これらに類する物をいう。
- (2) ばい捨て みだりに捨てることをいう。
- (3) 飼い犬 自己が所有し、又は管理する犬をいう。
- (4) 落書き 他人が所有し、又は管理する建築物その他の工作物に、ペイント、インク、墨等により、文字、図形又は模様をみだりに書くことをいう。
- (5) 喫煙 たばこを吸うこと及び火の付いたたばこを持つことをいう。
- (6) 市民等 本市の区域内に住所又は居所を有する者及び本市の区域内に存する事業所に勤務する者又は学校に在学する者を言う。
- (7) 事業者 本市の区域内において事業活動を行う者をいう。
- (8) 屋外の公共の場所 屋外の次に掲げる場所をいう。

ア 道路法(昭和27年法律第180号)第2条第1項に規定する道路

イ 都市公園法(昭和31年法律第79号)第2条第1項に規定する都市公園及び自然公園法(昭和32年法律第161号)第2条第1号に規定する自然公園
ウ 広場(公共の用に供されるものに限る。)

エ 河川法(昭和39年法律第167号)第3条第1項に規定する河川

オ 港湾法(昭和25年法律第218号)第2条第3項に規定する港湾区域及び同条第5項に規定する港湾施設

カ 建築基準法(昭和25年法律第201号)第59条の2第1項に規定する許可に係る日常一般に開放される空地

(中略)

(喫煙制限区域の指定)

第15条 市長は、喫煙により他人の身体を害する行為を防止することが特に必要であると認められる区域を、喫煙制限区域として指定することができる。

- 2 市長は、喫煙制限区域を指定しようとするときは、あらかじめ、当該区域に関係すると認められる団体等及び行政機関の意見を聴くものとする。
- 3 喫煙制限区域の指定は、その区域を告示することにより行う。
- 4 市長は、必要があると認めるときは、その指定に係る喫煙制限区域を変更し、又はその指定を解除することができる。この場合においては、前2項の規定を準用する。

(喫煙の禁止等)

- 第16条 何人も、屋外の場所において、歩き、若しくは走り、又は自転車で走行するときは、喫煙をしないよう努めなければならない。
- 2 何人も、喫煙制限区域内の屋外の公共の場所において、喫煙をしてはならない。ただし、当該場所を管理する者が設置し、又は設置を許可した灰皿のそばにおいては、この限りでない

(罰則)

- 第20条 次の各号のいずれかに該当する者は、2万円以下の過料に処する。
- (1) 美化推進区域内において第6条第2項の規定に違反した者
 - (2) 美化推進区域内において第11条第3項の規定に違反した者
 - (3) 第16条第2項の規定に違反した者